

## 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の変更届について(代表的なもの※1)

変更内容を届出に明記し、変更から10日以内に下記の書類を添付して提出してください(正副各1部)。  
 ただし、履歴事項全部証明書の提出を伴う変更の場合は、変更から30日以内の提出で構いません。  
 (浄化槽清掃業は、本来は変更から30日以内となりますが、下記変更内容については一般廃棄物収集運搬業と併せて届出をお願いします。)

必要書類	変更内容					
	名称又は所在地	代表者	役員	政令使用人	従業員	車両※3
一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項 変更変更届出書(規則様式第14号)	○	○	○	○	○	○
浄化槽清掃業許可申請事項等 変更届出書(規則様式第31号)	○	○	○	-	○	-
新旧一覧表	-	○	○	○	○	○
法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※2	○	○	○	-	-	-
住民票の写し(法人の場合、役員及び政令使用人全員分)(本籍地記載のもので、マイナンバーの記載がないもの)※2	-	新任役員の場合 は必要	新任は 必要	新任は 必要	-	-
登記されていないことの証明書※2	-	新任役員の場合 は必要	新任は 必要	新任は 必要	-	-
収集運搬車の自動車検査記録事項の写し又は電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの(従来の自動車検査証の場合はその写し)(借用の場合は、併せて契約書の写し等)	-	-	-	-	-	新規車両は 必要
収集運搬車の写真(前面と横面のカラー各1枚を一部として3部)	-	-	-	-	-	新規車両は 必要
誓約書(浄化槽要綱様式第1号)	○	○	○	○	-	-
重複書類省略の申立書	○	○	○	-	○	-
現在の許可証	○	○	-	-	-	-

※1 上記以外の変更の場合は、事前に資源循環推進課へ相談の上、当該変更に係る添付書類(変更前及び変更後)を添付すること。

※2 発行から3か月以内のもの。

※3 増車は原則認められません。何らかの理由で増車が必要な場合は、個別に資源循環推進課へ相談してください。  
 なお、故障等による一時的な車両変更については清掃業務課へご相談ください。